

## 大分市交通事業者事業継続支援事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている交通事業者に対して、事業の業務効率化や省エネルギー化、人材確保等の取組を支援し、公共交通を維持するとともにアフターコロナに向けた観光振興を図るため、大分市交通事業者事業継続支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日。府地創第327号。）及び大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 鉄道事業者 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業（旅客運送を行うものに限る）を経営する者をいう。
- (2) フェリー事業者 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業を経営する者をいう。
- (3) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (4) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（福祉輸送サービスに限定した事業を除く）をいう。
- (5) 貸切バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに

規定する一般貸切旅客自動車運送事業（一般貸切旅客自動車運送事業の許可基準を充足しているもので、限定条件等を付されていないものに限る。）を經營する者をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、将来の公共交通の維持や観光振興に資する事業であって、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 車両や乗り場の利用環境改善に関する事業であること。
- (2) 業務効率化、業務改善に関する事業であること。
- (3) 人材確保、育成に関する事業であること。
- (4) 省エネルギー化、低炭素化に関する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助の対象となっている事業は、補助対象としない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う者であって、申請日時点で次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に事業所を置く鉄道事業者
- (2) 市内に事業所を置くフェリー事業者
- (3) 市内において道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行（定期観光バス、高速バス、特急バス、空港アクセスバスを除く）を行う一般乗合旅客自動車運送事業で許可基準を充足しているものに限る。）を営んでいる路線バス事業者

(4) 市内に道路運送法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所を置くタクシー事業者

(5) 市内に道路運送法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所を置く貸切バス事業者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第

2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（工事費、付帯工事費、設備導入費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、研修費等）及び事務費とする。

2 前項の規定にかかわらず、設備、機械装置等の導入にあたり既存設備の撤去等が必要な場合は、当該撤去等に要する費用のうち最低限必要なものを補助対象経費として認めるものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表に定める額とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

（交付の申請等）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市交通事業者事業継続支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を

添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者であることを証する書類
- (2) 消費税課税事業者届出書（様式第2号）
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) 車両保有台数及び限度額算出表（様式第4号）（第4条第1項3号から5号までに規定するいずれかの要件を満たす補助対象者に限る。）
- (5) 収支予算書
- (6) 見積書等、事業費の積算がわかる書類
- (7) 仕様書やパンフレット等、事業内容がわかる書類
- (8) 市税完納証明書等
- (9) 大分市暴力団排除条例に基づく誓約書
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、第4条各号に規定する事業者の区分ごとに申請できる。

3 申請者は、前項の規定により申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（事前着手）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。ただし、やむを得ない事由により、補助金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に大分市交通事業者事業継続支援事業補助金事前着手届（様式第5号）を市長に提出したときは、この限りでない。その場合、交付決定がなされなかった場合又は交付決定を受けた補助額が交付申請額に達しない場合においても異議は申し立てられない。

（交付の審査及び決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査委員会にて審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市交通事業者事業継続支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（概算による交付）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の円滑な遂行を確保するため、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）からの求めにより、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算で交付するものとする。

2 前項の規定により概算による交付を受けようとする者は、大分市交通事業者事業継続支援事業補助金概算交付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の概算による交付を決定し、大分市交通事業者事業継続支援事業補助金概算交付通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものと

する。

(変更の申請等)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするとき、もしくは、補助事業を中止しようとするときは、大分市交通事業者事業継続支援事業（変更・中止）承認申請書（様式第9号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない変更であって、総事業費の20パーセント以内の増減となる事業内容又は経費配分の変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その変更又は中止を承認し、大分市交通事業者事業継続支援事業（変更・中止）承認通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大分市交通事業者事業継続支援事業実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は令和7年2月28日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第12号）
- (2) 収支決算書
- (3) 消費税課税事業者届出書（申請時から変更があった場合に限る。）（様式第2号）
- (4) 補助事業に係る納品書又は請求書の写し
- (5) 領収書その他補助対象経費の支払い額を確認できる書類の写し

- (6) 補助事業に着手した日が確認できる書類
- (7) 写真等、事業の実施状況がわかる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 第7条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合において、前項の規定による実績報告時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金の額から減額して報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、大分市交通事業者事業継続支援事業補助金額確定通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

(請求)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市交通事業者事業継続支援事業補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要領及び市長の指示に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 補助事業者は、第7条第3項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合において、第13条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後に消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(第7条第3項の規定により減額した場合は、その減じた額を上回る部分の金額)を大分市交通事業者事業継続支援事業補助金消費税等仕入控除額確定報告書(様式第15号)により速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第16条 補助事業者は、補助金により取得した財産(以下「取得財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「耐用年数」という。)に相当する期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し譲渡し、交換し、貸し付け又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

3 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち前項の処分時から耐用年数が経過するまでの期間に相当する額を返還させるとともに、当該処分により補助事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることができる。

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を

整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを補完しなければならない。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和5年7月27日から施行する。

(補助対象者)

2 令和6年4月10日から令和7年2月28日に実施する事業の補助対象者は、第4条に掲げる(3)～(5)の者に限る。

(この要領の失効)

3 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条の規定により申請をした者については、なおその効力を有する。

附 則

この要領は、令和5年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月10日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象者		補助金の額
(1)鉄道事業者		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、600万円を限度とする。
(2)フェリー事業者		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、600万円を限度とする。
(3)路線バス事業者	車両保有台数 100台以上	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、600万円を限度とする。
	車両保有台数 100台未満	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、500万円を限度とする。
(4)タクシー事業者		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、車両保有台数1台につき10万円で算定した額と、1事業者あたり500万円のいずれか低い額を限度とする。
(5)貸切バス事業者		補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、車両保有台数1台につき30万円で算定した額と、1事業者あたり300万円のいずれか低い額を限度とする。

備考

車両保有台数は、申請日時点で、道路運送法第15条第3項及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条第2項で準用する第14条の規定により九州運輸局大分運輸支局に届け出ている車両（予備車両を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業用車両は路線定期運行、路線不定期運行、区域運行に用いる車両であって、市内の路線を運行する車両であること。
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業用車両は市内の営業所に配置されている車両のうち、福祉車両を除く一般車両であること。
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業用車両は市内の営業所に配置されている車両であること。
- (4) 運行の用に供されている車両であること。